

[事案 2023-199] 新契約無効等請求

・令和 6 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。それが認められない場合には、令和 3 年 2 月に痔核手術をした際の手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、申込手続時、月払保険料が一生涯にわたって変わらないことを示すイメージ図を見せながら、月払保険料は一生涯 1 万円であると説明し、また、診断書を提出すれば手術給付金が支払われると説明した。実際の契約内容は、10 年後に更新した場合の月払保険料が 1 万 8000 円になるものであった。
- (2) 募集人に契約内容の説明資料やイメージ図のコピーの交付を求めたが、交付されず、本契約の内容が確認できる資料はもらえなかった。
- (3) 保険会社に手術給付金請求をした際にも、担当者から診断書を提出しさえすれば給付金が支払われると説明を受けたが、実際には、主治医への確認が必要であるとして給付金は支払われなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットや設計書を用いて説明し、申立人の意向を確認して申込手続を行った。
- (2) パンフレットや設計書には、保険期間が 10 年であること、更新があること、更新後の保険料は更新前より増額されること等が記載されている。申立人は本契約の内容を理解して申込手続を行った。
- (3) 申立人が令和 3 年 2 月に受けた手術は、約款所定の支払事由に該当しないため支払対象外である。当社は、支払事由に該当するか否かを確認するために診断書の提出を依頼したのであり、診断書の提出をもって支払うとの契約内容にはなっていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。